第４５回全国豊かな海づくり大会実施計画等策定業務
公募型プロポーザル審査要領

第４５回全国豊かな海づくり大会実施計画等策定業務に関する公募型プロポーザルの審査について、次のとおり定める。

１　審査の対象となる参加者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行う。

（１）「第４５回全国豊かな海づくり大会実施計画等策定業務に係る公募型プロポーザル募集要項」（以下「募集要項」という。）に規定する資格要件を満たす参加者

（２）募集要項に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者

（３）募集要項及び「第４５回全国豊かな海づくり大会実施計画等策定業務企画提案書作成要領」に基づき、適正に書類を作成した参加者

２　審査の項目及び点数

審査委員１人あたり１００点を満点として採点し、審査項目及び審査委員１人あたりの配点は次のとおりとする。

a	業務実施体制	（１５点）
b	大会基本計画（案）の理解度、実現性	（５点）
c	行事計画等の提案内容	（４５点）
d	映像撮影の提案内容	（５点）
e	大会運営計画・広報計画の提案内容	（１０点）
f	業務スケジュールの妥当性	（５点）
g	障がい者雇用	（５点）
h	価格点	（１０点）

３　審査委員会の開催

別途設置する「第４５回全国豊かな海づくり大会計画等策定業務公募型プロポーザル審査委員会」（以下、「委員会」という。）において、企画提案書と当該企画提案書を基にしたプレゼンテーション内容を審査する。

（１）審査委員会日時

令和７年６月２日（月）午後（提案件数により別途時間を決定）

（２）審査委員会会場

大阪府咲洲庁舎　会議室　※決定後に別途連絡

（３）プレゼンテーション

１参加者当たりの持ち時間は、プレゼンテーション及び審査委員との質疑応答を合わせて５０分以内（時間の目安：プレゼンテーション３０分、質疑応答２０分）とし、府が後日指定する時間割により参加者毎に個別に行う。

４　審査方法

（１）プレゼンテーションの開始時間等は参加者へ追って連絡する。

（２）説明者（補助者を含む。）は、１参加者あたり４名以内とする。

（３）プレゼンテーション時の使用資料は、あらかじめ提出した企画提案書のみとし、当方が用意する

モニター等の使用は認める。なお、追加資料の配付及び投影は原則として認めない。

（４）プレゼンテーションの順番は、第４５回全国豊かな海づくり大会大阪府実行委員会事務局が企画提案書を受理した順番とする。

（５）審査委員は別添の「第４５回全国豊かな海づくり大会実施計画等策定業務公募型プロポーザル審査基準」に基づいて審査、採点をする。

５　委託候補者の選定方法

（１）全ての参加者の審査終了後、審査委員の採点結果を集計し、その合計点を算出する。

（２）（１）により算出された結果に基づき、協議の上、特別な理由がない限り、最も評価の高い提案を行った者を委託候補者として選定し、契約交渉の相手方とする。

（３）最高点を獲得した者が複数ある場合は、審査委員の採決により決定する。

（４）参加者が１者の場合、（１）により算出された結果を参考とし、協議により総合的に評価を行い、その結果、高い評価に値すると判断したときは、委託候補者として選定し、契約交渉の相手方とする。